



平成 20 年 11 月 11 日
社 援 発 第 1111001 号

都 道 府 県 知 事

指 定 都 市 市 長

各 中 核 市 市 長 殿

関 係 団 体 の 長

地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和 62 年厚生省告示第 203 号。以下「実習施設等告示」という。）に定められているところであるが、実習施設等告示第 1 項第 18 号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成 21 年 4 月 1 日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号) 別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号) 別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号) 別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号) 別添 14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号) 別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号)に基づく隣保館
7. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して 3 年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。